

【ご紹介】建築基準法の改正について

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)について

平成30年6月に公布された建築基準法の改正について、概要を以下に示します。

【改正に至る背景】

最近の大規模火災を踏まえ、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性の向上や、建築物の適切な維持管理による建築物の安全性の確保を円滑に進めることなどが課題となっています。

また、空き家が増加傾向にある中で、住宅をそれ以外の用途に変更して活用することが求められており、建築行政においても、安全性の確保と既存建築ストックの有効活用を両立しつつ、建築規制を合理化していく必要があります。

さらに、木材を建築材料として活用することで循環型社会の形成や国土の保全、地域経済の活性化に貢献することが期待されており、近年の技術開発も踏まえ、建築物の木造・木質化に資するよう、建築基準の合理化が求められています。

【改正法の概要】

(1) 建築物・市街地の安全性の確保

- [1]: 建築物を常時適法に維持するための維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大
- [2]: 防火地域・準防火地域において延焼防止性能の高い建築物の建ぺい率制限を10%緩和

(2) 既存建築ストックの活用

- [1]: 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下)を他の用途とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする
- [2]: 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模の見直し

(3) 木造建築物の整備の推進

- [1]: 耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し(高さ13m・軒高9m超 → 高さ16m超・階数4以上)
- [2]: [1]の規制を受ける場合についても、木材をそのまま見せる(あらわし)等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し

(4) その他

- [1]: 老人ホーム等に係る容積率制限を緩和(共用廊下等を算定基礎となる床面積から除外)

法律の詳細は下記URLに掲載されていますので、ご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html



【お知らせ】試験体の確認方法更新について

製造証明書の記載内容について

平成30年7月から「市場調達できないために申請者から提出された材料」を用いる場合において、不正な材料の持ち込み防止を図るために、試験体の確認方法が変更されました。

概要を下表に示します。



	旧	新
①製造証明書	・材料の組成に係る「製造証明書」は「社印」を求めている。	・材料の組成に係る「製造証明書」は「社印」の他に「品質管理責任者(またはそれに代わる者)を含む2名以上の印」を求める。
②燃焼性状を著しく 改変させる材料が 含まれる材料	・燃焼性状を著しく改変される恐れのある材料が含まれる場合は、組成の違いを把握するための試験を任意で行う。	・主構成材料かつ燃焼性状を著しく改変される恐れのある材料が含まれる場合は、組成の違いを把握するための試験を行う。*

※あらかじめ第三者機関により行われた分析等の結果で確認できる場合や、工場立会いによって材料の成分等を確認できる場合はこの限りではない。

【お知らせ】メールサービス/バックナンバーの検索について

当法人のホームページで、これまでに配信したメールマガジンのバックナンバーが検索できるようになりました。これまでにご紹介した、評価ルールや告示改正情報のご確認などにご活用ください。

バックナンバーの確認方法

STEP1



STEP2



STEP3



STEP4



バックナンバーの検索方法

「検索はこちらから」をクリックするとバックナンバー検索用のエクセルデータがダウンロードできます。

該当のVol.ナンバーをクリックすると、確認したい記事のPDFデータが開きます。

Vol.	発行日	NO.	カテゴリ	概要
1	2018/07	1	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	2	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	3	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	4	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	5	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	6	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	7	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	8	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	9	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	10	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	11	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ
1	2018/07	12	防火	防火性能評価(防火)に関するお知らせ

下記アドレスからでもバックナンバーを確認できます。

http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/taika_buzai/tb_mail/

【お知らせ】テレビ会議システムについて

当法人のテレビ会議システムについてご案内いたします。

■テレビ会議システムを用いるメリット

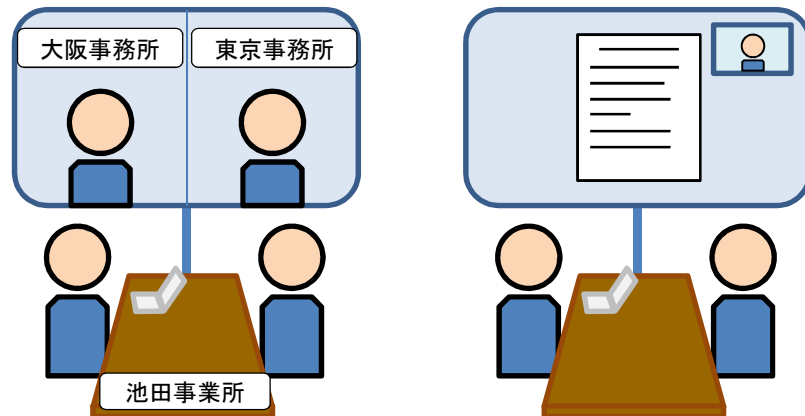
○移動時間の削減が可能に

最寄りの当法人事務所(東京、大阪、池田)で打合せが可能となり、移動時間の短縮を図ることができます。

○リアルタイムで資料の修正が可能に

紙資料ではなく、PC画面を共有しながらお打合せが可能のため、その場でお打合せ内容を資料に反映させることができます。

その他、打合せ資料の印刷が不要等のメリットもございます。ぜひ、当法人のテレビ会議システムをご活用ください。



最寄りの事務所でお打合せが可能！

資料を共有して打合せが可能
その場で資料修正もOK!

【編集後記】

池田事業所に性能評定課の防耐火部門が移転して3か月が経ちました。試験部門や製作会社と同敷地内で業務を行なうことでお客様とお会いする機会が増え、以前よりも互いに相談しやすい環境になったと実感しております。今後も試験や製作立会いで池田事業所に来られた際には、お気軽にお声がけいただければと存じます。

これからも暑い日が続くようですので、熱中症にならぬようお身体に気を付けてお過ごしください。

【認定情報】大臣認定期間

平成30年7月現在、大臣申請から約1.0ヶ月後に認定書が交付されています。

大臣申請については『GBRCによる代理申請』又は『自社申請』が選択できます。



■代理申請:

お客様に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明や申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応いたします。

交通費等負担金として、1件あたり、1万5千円を頂戴します。

■自社申請:

お客様が自ら申請を行います。

申請後、認定書交付されましたら下記担当者までご一報ください。

【お知らせ】申請者等変更手続きについて

性能評価の受付から大臣認定書取得までの間、会社名、代表者名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届のご提出が必要です。

変更が生じましたら、早急に下記担当者までお知らせ下さい。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課(池田事業所)

担当：豊田、門岡、松田(防耐火構造、防火設備)
高山、正木(防火材料、飛び火)

TEL：072(768)8201 FAX：072(768)8215

E-mail：seinou2@gbrc.or.jp